

## 指名停止について

このことについて、下記業者は蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領第3条第1項別表第2の4号に該当するため、下記のとおり指名停止とします。

### 記

#### 1. 指名停止理由

新潟市が発注する工事において、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたとして、平成16年7月28日に公正取引委員会から独占禁止法第48条第2項の規定に基づく勧告を受け、勧告に応諾せず審判を行っていたが、平成19年5月29日に同意審決（応諾と同じ効果）となったため。

#### 2. 指名停止業者名

株式会社奥村組名古屋支店（No.299）  
〒453-8555 名古屋市中村区竹橋町29-8  
株式会社ソクタ名古屋支店（No.748）  
〒460-0007 名古屋市中区新栄二丁目1-9  
安藤建設株式会社名古屋支店（No.907）  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目8-20  
株式会社大本組名古屋支店（No.294）  
〒464-0067 名古屋市中区千種区池下1丁目10-8

#### 3. 停止期間等

、 5月間 平成19年 6月 5日 ~ 平成19年11月 4日  
、 10月間 平成19年 6月 5日 ~ 平成20年 4月 4日